

プリンター消耗品単価契約書（案）

須坂市（以下「発注者」という。）と ○○○○○○○（以下「受注者」という。）との間において、プリンター消耗品単価契約を次の条項により締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の要項は、次の通りとする。

（1）品名および単価

品 名	単位	納入単価
基幹系ドラム（富士フイルムApeosPrint3960S用） ドラムカートリッジCT351381 ※プリンターメーカー純正品	個	**,*** 円

※上記の表の納入単価の欄に掲げる額には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

（2）契約期間 契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日まで

（3）納入場所 発注者の指定する場所

（4）契約保証金 契約保証金は金**,***円とし、その納付は須坂市財務規則第 124 条第 3 項第 3 号の規定により免除する。
ただし、受注者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

（5）納入期限 注文発注から 5 営業日以内に納品すること
※5 営業日を超える場合は、事前に担当職員の下承を得る事。

（納入の終了の通知）

第2条 受注者は、物品の納入を終了したときは、納品書をもって、その旨を発注者に通知するものとする。

（検査）

第3条 発注者は、前条の納品書を受領したときは、遅滞なく受注者又はその代理人の立会いのもとに、検査をするものとする。ただし、受注者又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

2 検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に合格したときは、発注者は、現品を受領するものとする。

4 検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、受注者の負担とする。

る。

5 受注者は、発注者の依頼があった場合、使用済みの納入物品を回収すること。

（危険負担）

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

（瑕疵担保責任）

第5条 現品納入後、発注者において損傷等を発見した場合には、それが発注者の過失による場合を除き、受注者は、発注者の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。

2 前項の場合において、受注者が交換に応ずる期間は、現品納入後12箇月間とする。

（売買代金の支払時期）

第6条 発注者は、検査が完了し、現品を受領した後、受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に売買代金を支払うものとする。

（契約の変更）

第7条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価に著しい変動を生じ、そのため売買代金の額が著しく不適當であると認められるときは、発注者受注者協議して売買代金の額を変更することができる。

2 受注者は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して、その期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、発注者受注者協議して定めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、発注者は、必要があると認めるときは、この契約の内容に重大な変更を及ぼさない範囲において、この契約を変更することができる。

4 前項の規定により発注者が契約を変更したことにより受注者に損害を生じたときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（納入遅延に対する遅延利息）

第8条 受注者がその責めに帰すべき理由により納入期限までに物品の全部又は一部を納入しない場合は、受注者は、発注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、売買代金の額から発注者が既に受領した部分に相応する売買代金の額を控除した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して年[政府調達の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により定められた率]%の割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第9条 発注者がその責めに帰すべき理由により第6条に規定する期間内に売買代金の全部又は一部を支払わない場合は、発注者は、受注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払売買代金の額に対して年[支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率]%の割合で計算した額とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(契約解除及び損害賠償)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により受注者に通知して、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、その責に帰すべき事由により第1条第3号に定める納入期限又は第5条第1項の指定する期日までに良品を納入しないとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 受注者が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けた場合。
- (4) 前各号の場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は、契約保証金の額に相応する額を違約金として、発注者の指定する日時までに支払うものとする。

3 第1項の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、発注者が既に受領した部分があるときは、これを発注者の所有とすることができる。この場合において、発注者は、当該部分に相応する売買代金の額を受注者に支払うものとする。

(談合その他の不正行為による解除)

第12条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第7項の規定による確定又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決(同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。))。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に伴う損害の賠償)

第13条 受注者は、前条の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、売買代金の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければ

ばならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第14条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、受注者の負担とする。

（契約に関する紛争等の解決）

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2026年8月1日

発 注 者 長野県須坂市大字須坂 1528 番地の 1
 須 坂 市
 須坂市長 三 木 正 夫

受 注 者